

重層的支援体制整備事業委託業務プロポーザル実施要項

1 委託業務名

- ①自立相談支援事業（福祉事務所未設置町村）
- ②生活困窮者支援等のための地域づくり事業

2 事業の目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者で、本事業による支援を受けることにより一般就労に就くことが可能であると見込まれる者に対し、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

3 委託業務内容

- ①自立相談支援事業（福祉事務所未設置町村）

（1）相談支援体制の整備

ア 町内全区域を設定、拠点、支援員を配置すること。なお、支援の対象は町内に住居する方である。

イ 業務処理責任者 1名（兼務可）

ウ 支援員 1名以上（常勤1名以上兼務可）

（2）相談窓口設置

（3）ネットワークづくりおよび広報活動

- ② 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

（1）配置人員

ア 専門員 1名以上

（2）地域住民ニーズ・生活課題の把握

（3）地域住民の活動支援・情報発信等

（4）地域コミュニティを形成する「居場所づくり」

（5）行政や交流拠点の開設

4 委託契約の方法等

(1) 契約方法 隨意契約

(2) 契約の相手方の選定

厚真町が業者選考を行うこととし、当該委託業務の実施内容及び遂行方法等について、事前に企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方の候補者とする公募型プロポーザル方式を採用する。

(3) 契約期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(1) 契約書 選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

(2) 契約保証金

ア 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

イ 契約保証金の免除、納付方法等については、地方自治法施行令第167条の16、厚真町契約規則第26条に定めるところによる。

5 予算上限額

① 8,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）/年

② 6,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）/年

6 プロポーザル参加事業者の資格要件

次の要件を全て満たす団体であること。

(1) 法人格を有していること。

(2) 生活困窮者等に対する相談支援の実績があり、本事業の趣旨を理解し、事業を適切、公正、中立、かつ効率的に実施できる者であること。

(3) 道内に本事業実施が可能な拠点を有すること（本事業の受託後、新たに有する予定である場合を含む）。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(5) 町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(6) 暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札等への参加を除外されないこと。

(7) 暴力団関係事業者等でないこと。

- (8) 税（国税、都道府県税及び市町村税をいう。）を滞納している者でないこと。
- (9) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

7 審査基準

審査会等における審査において重視する項目は以下のとおりである。

- (1) 運営方針
 - ア 事業の運営方針について、実施要項等に沿ったものとなっていること
 - イ 業務を円滑かつ効率的に行うため、事業実施に必要な知識やノウハウを有すること
- (2) 運営管理
 - ア 適切な場所や方法での支援員配置を行い、対象地域の広域性に配慮した体制となっていること
 - イ 事業の実施に必要な経歴、資格、経験等を有する職員の配置が確保でき、業務を効果的かつ円滑に実施できる職員体制がとれること
- (3) 事業内容
 - ア 支援対象者の意思や主体性を最大限に尊重できるものとなっていること
 - イ 町内の保健福祉担当課、社会福祉協議会、地域包括支援センター及び民生委員等の関係機関との連携により、支援対象者の早期把握や効果的な支援の展開ができること

8 手続き等

(1) 担当部局

厚真町住民課福祉グループ

住 所：〒059-1601 勇払郡厚真町京町120番地

電 話：0145-26-7872（直通）

FAX：0145-26-7733

メール：hukushi@town.atsuma.lg.jp

(2) 参加資格審査申請書の提出

ア 提出部数 1部

イ 提出場所 8の(1)と同じ

ウ 提出期限 令和5年1月31日(火)午後5時まで

エ 提出方法 持参(郵送可)

オ 申請書の内容 別紙様式による

(3) 企画提案書の提出

ア 提出部数 申請書及び添付資料については正本1部及び電子データ(A4縦型のみPDF)

イ 提出場所 8の(1)と同じ

ウ 提出期限 (2)ウと同じ

エ 提出方法 8の(2)のエと同じ

オ 企画提案書の内容 別紙様式の記載内容に基づき作成すること。(A4縦版)

(4) 参加資格審査申請書交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和4年12月19日(月)から令和5年1月13日(金)まで

(交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

イ 交付場所 8の(1)に記載する担当部局又は厚真町のホームページ(<http://www.town.atsuma.lg.jp>)からのダウンロードによる。

9 その他

(1) 企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

ア 提出期限、提出先、提出方法が適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) 企画提案に係る費用は、企画提案を行う法人・団体の負担とする。

(3) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(5) 提出された企画提案書は返却しない。

(6) なお、本事業は、予算議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算額等について変更する場合又は事業が中止となる可能性がある。

委託事業者申請団体資格審査表

申請団体名			
資格要件審査基準			
選定基準	評価項目	(適格要件)	評価方法
申請資格を有していること	法人格を有していること。	<input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> 不適格	不適格がある場合は失格とする。
	生活困窮者等に対する相談支援の実績があり、本事業の趣旨を理解し、事業を適切、公正、中立、かつ効率的に実施できる者であること。	<input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> 不適格	
	道内に本事業実施が可能な拠点を有すること（本事業の受託後、新たに有する予定である場合を含む）。	<input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> 不適格	
	地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。	<input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> 不適格	
	町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	<input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> 不適格	
	暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。	<input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> 不適格	
	暴力団関係事業者等でないこと。	<input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> 不適格	
	税（国税、都道府県税及び市町村税をいう。）を滞納していないこと税を滞納している者でないこと。	<input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> 不適格	
	次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。） ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 ウ雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出	<input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> 不適格	
	募集要項5. に記載する予算上限を超えていないこと。	<input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> 不適格	

委託事業者申請団体選定評価書

申請団体名	
-------	--

選定基準	評価項目	掛け率	評価点	審査点
事業方針	ア 事業の運営方針について、実施要綱等に沿ったものとなっていること	1.0	5	
	イ 業務を円滑かつ効率的に行うため、事業実施に必要な知識やノウハウを有すること	2.0	10	
運営管理	ア 適切な場所や方法での支援員配置を行い、対象地域の広域性に配慮した体制となっていること	1.0	5	
	イ 事業の実施に必要な経歴、資格、経験等を有する職員の配置が確保でき、業務を効果的かつ円滑に実施できる職員体制がとれること	2.0	10	
事業内容	ア 支援対象者の意思や主体性を最大限に尊重できるものとなっていること	1.0	5	
	イ 町内の保健福祉担当課、社会福祉協議会、地域包括支援センター及び民生委員等の関係機関との連携により、支援対象者の早期把握や効果的な支援の展開ができること	2.0	10	
	計 45 点満点		45	

評価点(採点基準)		掛 率	基 準 の 内 容
5 点	特に優れている。		2.0 管理運営を判断する上で、特に優先される項目。
4 点	やや優れている。	1.0	// 基本的及び義務的事項
3 点	標準		(選定基準評価点・・27点以上とする)
2 点	やや劣っている。		
1 点	特に劣っている。		